

○ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）

（附則第三十条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十三条 左ノ各号ノ一二該当スル事業所ニ使用セラルル者ハ健康保険ノ被保険者トス</p> <p>一 左ニ掲グル事業ノ事業所ニシテ常時五人以上ノ従業員ヲ使用スルモノ</p> <p>（イ） （ヨ） （略）</p> <p>（夕） <u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）ニ定ムル社会福祉事業及更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）ニ定ムル更生保護事業</p> <p>二 （略）</p>	<p>第十三条 左ノ各号ノ一二該当スル事業所ニ使用セラルル者ハ健康保険ノ被保険者トス</p> <p>一 左ニ掲グル事業ノ事業所ニシテ常時五人以上ノ従業員ヲ使用スルモノ</p> <p>（イ） （ヨ） （略）</p> <p>（夕） <u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）ニ定ムル社会福祉事業及更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）ニ定ムル更生保護事業</p> <p>二 （略）</p>